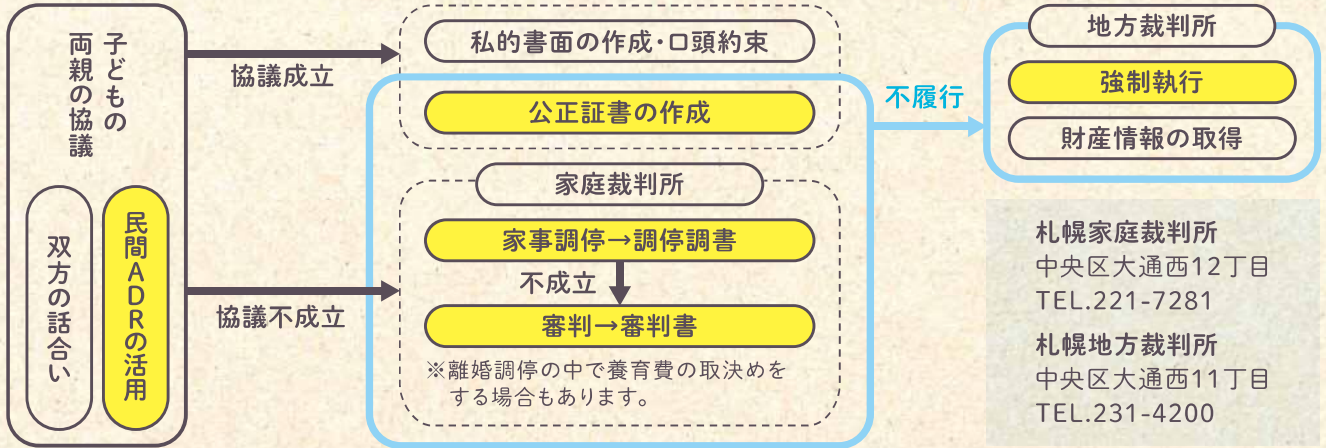


養育費について

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。取決めにあたっては、公正証書などの書面に残すことが大事です。子どもの健やかな成長のために、養育費の取決めをしましょう。

<養育費の取決め、確保に向けた手続きの流れ>



- 民間ADR: 弁護士会や法務大臣の認証を受けた機関などの調停者が、公正中立の立場から双方の主張を聞き、話し合いを支援するものです。
- 公正証書: 双方が合意した内容に基づいて、公証役場で公証人が作成する文書です。
- 家事調停・審判(家庭裁判所): 調停委員会が中立公正な立場で双方から個別に話を聞きます。合意に至ると、調停調書が作成されます。合意に至らない場合は、自動的に審判手続きが始まり、裁判官が一切の事情を考慮して審判を行います。家事調停や審判での取決めが守られない場合、家庭裁判所から相手方に支払いの勧告をしてもらうことができます。
- 強制執行: 養育費の取決めが守られない場合に、給与や銀行口座の差し押さえ等により養育費を回収する手続きです。強制執行を行うには、公正証書(強制執行認諾条項付き)や調停調書、審判書などが必要です。なお、強制執行の申立てにあたって、相手方にどのような財産があるかわからない場合には、財産情報の取得の手続き(債務者の財産開示手続き・第三者からの情報取得手続き)ができます。

【関係機関・相談窓口など】

- ・札幌市ひとり親家庭支援センター(法律相談) TEL.631-3353
- ・法テラス札幌(法律相談)
札幌市中央区北1条西9丁目3-1 南大通ビルN1 1階 TEL.050-3383-5555
- ・養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業)
電話相談: TEL.03-3980-4108 メール相談: info@youikuhi.or.jp



ひとり親家庭等養育費確保支援事業

問合せ▶各区保健センター 健康・子ども課(P22)

養育費の取決めや保証等に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。

【対象経費】

- 民間ADRの活用: 1回目の調停までに必要となる申立料、依頼料、調停費用(上限50,000円)
- 公正証書等の作成: 公正証書の作成や、裁判所での調停中立等に要する費用(上限24,000円)
- 養育費保証: 保証会社との養育費保証契約を締結する際に必要となる費用(上限50,000円)

面会交流について

面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さん、お母さんが子どもと定期的、継続的に会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。

取決めの際にはご家庭の事情によって、適切な方法を考えましょう。